

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 刑事訴訟法概論	後期	2単位	(標) 1年	吉弘 光男

授業目的	<p>法科大学院における「刑事手続」学習のための基礎を作ることを授業の目的とする。日本の刑事手続の全体像を俯瞰し、刑事手続を規制する諸原理を確認することで、個々の争点の意味や内容を深く理解することができると思われる。本講義は、個々の争点を理解するための前提作業である。従って、本講義は、「刑事手続基本編」として、さまざまな論点を包含する日本の刑事手続の全体像の把握とその根底にある原理の対立についての知識の習得および理解を主たる目的とする。このような基本的知識の習得や対立原理の理解こそが、受講生が今後刑事手続についての学習を進めていく上での土台となり得るとと思われる。従って、受講生各自が、このような土台を固めて、日本の刑事手続に対する自らの視覚を確定することが重要である。法曹にとっては実務感覚が重要であることは言うまでもないが、そのような感覚を養うためにも、理論的基礎を確立することを忘れないで欲しい。本講義の目的は、そこにある。</p>			
	達成目標	<p>①刑事手続の基本的な流れや条文構造を理解し、手続が法律上のいかなる根拠によって進められていくのかについての基礎的知識を習得し、②様々な論点や争点の発生源となっている刑事手続の基本原理の対立について基本的な理解力を身につけることを達成目標とする。さらには、捜査の原理や証拠法の理念、およびそこから派生する基本的な争点についての一応の知識を習得することも期待される。</p>		
授業計画と予習事項	回数	各回タイトル	授業内容、予習基本事項	
	1	刑事手続のアウトライン① (捜査→公訴→第一審手続→ 上訴→再審)	<p>刑事手続の流れを概観する。事件発生から、捜査、公訴、公判、上訴、再審までの流れを(大雑把でよいから)、感覚的に把握し、大まかな知識を習得する。</p> <p>基本的には徹底した予習は不要だけれども、事前に刑事手続のアウトラインを図示したプリントを配布するので、それを一読しておくこと。「刑事法の基礎」の復習ともなるから、刑事法の基礎を履修した者は、その部分を再確認して授業に臨んで欲しい。</p>	
	2	刑事手続の構造と目的～糺問主義 vs. 弾劾主義、実体的真実主義 vs. デュー・プロセス論～	<p>刑事手続の構造と目的について確認する。刑事訴訟の歴史を踏まえて、糺問主義と弾劾主義の相違点を確認することが本講義の第1のテーマであり、それを前提に、刑事訴訟法1条の解釈論としての実体的真実主義とデュー・プロセス論の対立を理解し、自らの立脚点を確認することが第2のテーマとなる。そして、この対立が、証拠法分野におけるいわゆる「違法収集証拠排除法則」についての考え方の対立に反映していることを確認する。</p>	
	3	捜査の構造～弾劾的捜査観 vs. 糺問的捜査観	<p>捜査の原理(捜査比例の原則)について確認した後、捜査に関する見方の対立を確認する。いわゆる弾劾的捜査観と糺問的捜査観の対立を確認する。この対立が、いわゆる身柄拘束中(逮捕・勾留された)被疑者の取調の問題(刑訴法198条1項但書参照)や接見交通権と接見指定(刑訴法39条1項・3項)の問題の解決に影響を及ぼしていることを確認する</p>	
	4	任意処分と強制処分	<p>強制処分法定主義(刑訴法197条1項但書)や令状主義(憲法33条・35条)について確認した後、これらの規制の下にある強制処分とそうではない任意処分との違いについて検討する。この講義では、捜査を支配する原理である強制処分法定主義と令状主義について理解を深める。何故、強制処分は予め刑事訴訟法で要件等をも規定されなければならないのか、何故、強制処分には裁判官が事前に発する令状が必要なのかについて完璧な理解を目指す。また、任意処分と強制処分との区別に関しては、最決昭和51・3・16刑集30巻2号187頁以下を取り上げる。</p>	

5	捜査の端緒	捜査は捜査機関が犯罪を認知したときに開始される（刑訴法189条2項参照）。捜査機関が犯罪を知るきっかけを「捜査の端緒」という。この捜査の端緒にどのようなものがあるのかについて概観し、捜査の端緒として重要な「職務質問」について、その要件と法的性質を検討する（警察官職務執行法2条1項）。
6	被疑者の身柄の確保	令状主義（憲法33条）を確認し、逮捕から勾留という被疑者の身柄の確保に関する手続を、身柄拘束の時間的制約の意味を確認しながら、概観する。逮捕に関しては、通常逮捕、現行犯逮捕、緊急逮捕が存在しており、それぞれの要件や手続の相違について検討する。また、身柄拘束に関する原理・原則（一罪一逮捕一勾留の原則、事件単位の原則、逮捕前置主義）などについて確認する。時間があればいわゆる「別件逮捕・勾留」と逮捕の諸原則との関係についても触れる。
7	物的証拠の収集	令状主義（憲法35条）を確認し、令状による捜索・差押・検証（刑訴法218条以下）の手続を概観する。その後、領置や逮捕に伴う捜索・差押という令状によらない捜索・差押が正当化される根拠について確認する。
8	供述証拠の収集	被疑者取調（刑訴法198条）および被疑者以外の者の取調（刑訴法223条）の規定について確認し、供述証拠収集の手続を概観する。捜査構造論のところで触れた「身柄拘束中の被疑者取調」（刑訴法198条1項但書）に関する議論についても再度確認する。
9	被疑者・被告人の権利	被疑者・被告人に保障される権利を概観した後、重要な権利である「黙秘権」（憲法38条2項）および「弁護人依頼権」（憲法34条・37条3項）について考察を進める。
10	事件処理	公訴提起の諸原則および手続について確認し、不起訴処分に対するチェック手段である「検察審査会」と「準起訴手続（不審判請求手続）」について概観する。
11	証拠法総論	証拠の種類を概観した後、証拠裁判主義（刑訴法197条）、自由心証主義（刑訴法198条）などの重要な原理について考察を進める。さらに、証拠能力と証明力の違いについて正確な理解を深める。
12	自白法則	憲法38条2項および刑訴法198条に規定される「自白法則」について学説を中心に検討する。
13	伝聞法則	刑訴法320条に規定される「伝聞法則」について、憲法37条2項前段を参考にしながら、検討する。伝聞証拠の定義および伝聞証拠が原則として排除される根拠について理解を深める。
14	刑事手続の原則の確認（1） ～総論及び捜査～	刑事訴訟法概論の総まとめとして、刑事手続全体および捜査手続を支配する原理について、憲法の規定との関係で確認する。
15	刑事手続の原則の確認（2） ～公判編～	刑事訴訟法概論の総まとめとして、公判手続および上訴手続を支配する原理について、憲法の規定の関係で確認する。
授業方法・予習上の留意点(各回指示以外) 自習事項		<p>初学者を対象とした講義スタイルで進めていく。とりあえず、基礎知識の徹底的な習得を第一目標とするため、講義をペースメーカーとして下記のテキストを一読する、という気持ちで受講して欲しい。手続法にとっては何より条文根拠が重要となるから、必ず根拠となる条文を探し出し、確認することを中心に予習しておくことが重要である（授業では、根拠条文を読んでもらうこともありうるので要注意！）。</p> <p>刑事訴訟法は、極めて技術的な法律であると同時に、原理的な対立の激しい法分野であるから、最初は戸惑うかもしれない。最終的な理解は3年間を通して行うという気持ちで、学習を進めていくことを勧める。</p>
評価方法と評価基準 (期末試験)		期末試験60%、小テスト40%（抜き打ち的に、用語説明または事例問題形式の小テストを課す予定にしている）で評価する。全回出席が大前提であるから、欠席の場合は1回につき最高10点の減点とする（但し、減点は、事情によって猶予される場合もありうる）。

レポート、 ディベート 等)	
テキスト 独自教材	田口守一『刑事訴訟法〔第5版〕』（弘文堂） ただし、各回の授業用プリントを作成し、それを原則として1週間前に配布する。講義は、プリントを中心に進めていく。
参考書	井上正仁編『刑事訴訟法判例百選〔第8版〕』（有斐閣）、松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法の争点〔第3版〕』（有斐閣）